

經濟論叢

第136卷 第5・6号

財政家としてのベーム-バヴェルク(上)……………	八木紀一郎	1
多国籍企業と内部化理論(下)……………	板木雅彦	16
現代ソ連における中小企業の機能……………	溝端佐登史	31
都市計画行政と郊外開発……………	川瀬光義	51
19世紀中葉期イギリスのファーニスにおける 地主掌握下の鉄道建設……………	阿知羅隆雄	73

経済学会記事

經濟論叢 第135卷・第136卷 総目録

昭和60年11・12月

京都大學經濟學會

財政家としてのベーム-バヴェルク（上）

八 木 紀 一 郎

1 ベーム-バヴェルクの財政家としての評価

1889年『資本の積極理論』を書きあげたベーム-バヴェルクは、当時のオーストリア大蔵大臣ドナエフスキ（Julian Dunajewski）の要請に応じて大蔵省にはいり、直接税改革案の作成にたずさわった。この改革は1896年に実現のはこびとなったが、彼の官界での生活はなお10年近く続くことになる。大蔵省の幹部の一人となった彼は、1890年代にも大蔵大臣を短期間ながら二回勤めたが、新世紀初頭のケルバー内閣に列した三度目の勤務は足かけ5年にわたるものであった。こうした財政家としてのベーム-バヴェルクを、後にみずからも同じ職責を負うことになるシュンペーターは次のように絶賛しているが、それは多くの同時代人の評価でもあったろう。

「彼はその時代の学問的生活の中における最も輝かしい姿の一人であったのみならず、政治家のなかで最も稀なものの一例、偉大なる大蔵大臣でもあった。効果多き立法、オーストリア財政管理の最上の伝統、オーストリア財政政策の最大の成功並びにその最適格期、それらと彼の名声とは離すべからざるように結びついている。」¹⁾

事実、第1表にみられるように、第一次大戦前のオーストリア財政史において財政が安定的に黒字を維持した時期は、1889年から1906年までであるが、これはベームがあるいは直接税局長、あるいは蔵相として活動した時期とほぼ重なりあっている。しかし、1977年にガーシェンクロン²⁾はこの評価に一つの深

1) 東畑精一・中山伊知郎訳『シュンペーター・十大経済学者』日本評論新社 1952, 205頁。

2) Alexander Gerschenkron (1904~1978), *An Economic spurt that failed*, Princeton Uni. Press: Princeton, New Jersey, 1977.

第1表 第一次大戦前におけるオーストリアの国家財政

(単位: 百万オーストリア・グルデン)

年	歳出	歳入	年	歳出	歳入	年	歳出	歳入
1848	256.3	160.0	1878	503.5	410.6	1896	689.0	707.8
54	531.1	366.1	79	454.3	394.8	97	708.7	741.1
59	588.2	503.8	1880	432.1	422.2	98	760.2	763.2
1862	394.6	500.9	81	479.6	442.3	99	769.0	799.1
63	535.0	502.6	82	507.3	486.1	1900	802.6	827.1
64	544.8	514.7	83	514.9	489.0	01	833.4	843.4
65	496.6	510.2	84	543.0	510.4	02	857.7	863.8
66	793.1	501.3	85	529.5	524.6	03	879.5	878.9
68	325.0	325.3	86	521.9	524.7	04	897.4	898.9
69	300.0	323.2	87	566.9	528.7	05	915.0	941.0
1870	332.3	355.6	88	567.3	513.7	06	931.2	1004.3
71	345.6	356.3	89	551.3	562.4	07	1141.9	1126.5
72	353.0	367.2	1890	559.6	581.8	08	1187.0	1194.2
73	398.9	398.9	91	587.1	600.7	09	1441.8	1397.4
74	400.2	400.3	92	608.4	617.7	1910	1450.7	1447.7
75	391.7	391.8	93	629.8	659.2	11	1502.0	1541.4
76	415.9	381.4	94	640.2	660.3	12	1592.2	1586.7
77	415.5	388.1	95	664.8	698.4	13	1730.5	1743.0

[出所] Österreichische Akademie der Wissenschaften, *Die Habsburgermonarchie 1848-1918, Bd. I, Die Wirtschaftliche Entwicklung*, Wien, 1973, pp. 93, 100.

刻な疑問をなげかけた。経済発展の歴史的パターンを生涯の研究のテーマとした彼は、晩年に、自分の故郷のオーストリアの歴史にたちかえったが、そこで彼が発見したのは、経済発展という方向において民族対立を打開しようとしたケルバー政権の構想が、蔵相ベーム-バヴェルクのサボタージュによって挫折したことであった。ガーシェンクロンの主張は、たしかに国家財政に依存した経済振興という彼の後進国発展論の妥当性の検討なくして鵜呑みにはできない性格のものである。しかし、蔵相の財政運営の評価が、収支の健全度だけを基準としておこなわれるべきではなく、全体としての政権の政策構想と関連づけられておこなわれるべきだということは、正論といわなければならない。した

がって、ガーシェンクロンの投げかけた疑問をふまえるとすれば、ベーム-バヴェルクがたんなる財政実務家なのか、それとも構想をもった財政家であったのかということが問題になるであろう。それは、財政家ベーム-バヴェルクと経済理論家ベーム-バヴェルクの関係如何、さらにはオーストリア学派の経済学の社会的性格如何という筆者の問題関心にもかかわってくる。

本稿では、財政家としてのベーム-バヴェルクの活動のうち、90年代のそれはとりあげない。1896年の直接税改革への彼のかかわりについては、1892年の通貨改革へのメンガーのかかわりとあわせて別稿を用意するつもりである³⁾。したがって、問題のケルバー内閣の蔵相としての彼の活動が今回の考察の対象である。困難の一つは、ベーム-バヴェルクが、財政学についても、また財政官としての彼の経験についても、何ら著作をおこなっていないということである。それを克服するためには、本来は、ガーシェンクロンがやったように、大蔵省の内部文書や予算書、議会での説明・答弁、さらには当時の新聞等の一次資料を相手にしなければならないのであるが、それは多大の労力と時間を必要とする。しかし、1903年の二つの改革——砂糖輸出奨励金廃止と国債の低利借換というベーム-バヴェルクの蔵相としての手腕が賞賛される際につねにもちだされる二つの改革——については、ベッテルハイム-ガビロンの二つの論文⁴⁾をはじめとして、かなりの便宜が存在する。この二つの改革は、ガーシェンクロンのとりあげたケルバーの巨大プロジェクトの帰趨(「挫折した経済スパート」!)にくらべるといかにもけちくさいものではあるが、ともかく実現し、国庫にも産業にも成果をもたらした改革である。したがって、本稿では、

3) オーストリア学派について一般的に論じた拙稿「オーストリア学派の社会的基盤」『岡山大学経済学会雑誌』18-3/4(1986春予定)も参照されたい。

4) Ludwig Bettelheim-Gabillon, "Eugen von Böhm-Bawerk und die Brüsseler Zuckerkonvention", *Zeitschrift für Nationalökonomie* VII (1936); "Eugen von Böhm-Bawerk und die Konvertierung von Obligationen der einheitlichen Staatsschuld", *ZfNö* VIII (1937). ミーズスによれば、ベッテルハイムはベーム-バヴェルクの財政家としての活動の全体を対象とした著作を公刊するはずであったが、ナチスに殺害され、原稿も失われた。Ludwig von Mises, *The Historical setting of the Austrian School of Economics*, Arlington House: New Rochelle, N. Y., 1969, p. 18 f.

はじめにケルバー政権の性格とその経済・財政政策上の諸課題についてスケッチした上で、この二つの改革とそれへのベームのかかわりかたを紹介し、最後にベーム最晩年の著作を手がかりに、財政家としてのベーム—バヴェルクの基本思想を確定することにしたい。

II ケルバー内閣 1900—1904年

1900年初頭に成立したケルバー内閣は、いくつかの点でそれまでのオーストリアの政権と異なる性格を持っていた。それは、何よりも、首相 Ernest von Koerber 自身の人格において示されている。彼はフォン⁵⁾の称号は持つにせよ、はじめての非貴族の首相であり、鉄道行政出身の官吏であった。彼は、自らの精励と能力によって自分の途を切り開いた能吏であり、しかもその考え方は、伝統的な慣習や権威にしばられない開明的な視野をもっていた。ケルバー自身がよく知っていたように、通常の事態であれば、彼のような身分の人間が首相の座に——しかも、議会ではなく皇帝の信頼によって——つくことはありえなかったであろう。むしろ、1897年のパデニー言語令以来の言語紛争に引き裂かれた国家が、オーストリアの官僚制をその実務能力の面で代表した彼にその再建の課題を託したのであった⁶⁾。

もちろん、議会に基礎をおかない官僚内閣はこれまでも無いわけではなかった。たとえば、ベームが最初に蔵相を勤めたキールマンスエッグ (Erich Graf von Kielmannsegg) 内閣のように、政変後の繋ぎとして各省庁の官僚機構が協力して組閣する事例がいくつか存在している。しかし、1900年のケルバー内閣は、そのような暫定内閣ではなかった。組閣の命令が下ることを予期したケルバーは、数ヶ月をかけて、有能な人士を結集するとともに、明確な構想を準備したのである⁶⁾。ケルバーの構想というのは、第一には、言語令以来の混乱

5) ケルバー政権成立の過程については、ケルバーの部下となったジークハルトの回想 Rudolf Sieghart, *Die letzten Jahrzehnte einer Grossmacht*, Berlin, 1932, SS. 36 ff. を参照。また、近年の研究として Alfred Ableitinger, *Ernest von Koerber und das Verfassungsproblem im Jahre 1900*, Böhlau: Wien, 1973 があるが、財政面についてはほとんど関心を示していない。

を民族和解会議の開催によって克服しようとするもので、彼はそのために自ら内相を兼任した。しかし、そうした事態収拾の構想とあわせて、彼はヨリ大きな構想をもっていた⁷⁾。それは、国民の関心を経済と文化の発展に向けかえることであった。蔵相としてベーム、文相としてハルテル(Wilhelm von Hartel)という二人の盛名あるプロフェッサーの参加は(閣内でチェコ人を代表したレゼック Anton Rezek も教授であった)それを象徴するはずのものであった。

ケルバー内閣のこの基本姿勢は、首相就任にあたっての彼の大略次のような国民への呼びかけによくあらわれている：

民族問題は民衆の生産的なエネルギーをそいでいる。政治の分野における政府の行動に、他の分野における力強いイニシアティブが伴うであろう。特に注目すべきなのは、経済の分野である。全世界で産業の向上のために、努力の強化と協力がおこなわれているときに、われわれのもとでは、それらの力は民族紛争のためにそこなわれている。それらの力を解放して、福祉と社会進歩のために役立てよう⁸⁾。

こうしたよびかけ自体には、ベーム-バヴェルクも反対するはずはない。経済の発展を基盤に福祉と進歩を実現することが時代の課題だという考えは、ベーム自身の考え⁹⁾でもあったからである。しかし、ケルバーは、この方向を実

6) ミーゼスは回想録で、大戦前四半世紀の総理大臣のうち、国家を維持するための政策を遂行したのはケルバーだけであった、と高い評価を与えている。そのケルバーが検閲緩和から生じた些細な宗教冒瀆記事をきっかけに攻撃的になり、職務をおわられたことは、ミーゼスを絶望させるに十分であった。L. v. Mises, *Notes and Recollections*, Libertarian Press: South Holland, Ill. pp. 27-29. しかし、ミーゼスは彼の師ベーム-バヴェルクとケルバーの確執をしらない。

7) ケルバーがひそかに抱いていた政治構想は、旧来の政治諸勢力を横断して、経済発展に関心をいさぐ広範な「経済」党を与党として形成することであった。この構想においては、労働者階級を基礎におく社会民主党も、好適なパートナーとして考えられていた。Gerschenkron p. 37. これはケルバー政権の理解にとって重要な論点であるが、本稿ではその点には立ちいることはできない。

8) Gerschenkron, p. 24.

9) オーストリアの経済学会会議 Gesellschaft Österreichischer Volkswirte が学会誌 *Zeitschrift für Volkswirtschaft, Sozialpolitik und Verwaltung* [略して *ZfVSV*] を発刊したときにベームが執筆した「われわれの課題 *Unsere Aufgabe*」という文章を参照せよ。

現するために国家財政を動員する一大投資計画をも構想していた。それは一つには、ドナウ＝オーデル、¹⁰⁾ドナウ＝モルダウと結ぶ運河、さらにドナウ＝オーデル運河をエルベ上流と結び、オーデルをヴィストラと結ぶ内陸水路の建設であり、いま一つには、オーストリア内陸部をトリエステ港に結びつけるタウエルン＝カラバンケン線、そしてビールン線の鉄道建設計画であった。建設費用の総額は、ほぼ10億クローネに達するとみつもられたが、それは財政担当者を恐怖させるに十分な額であった。

鉄道行政のエキスパートであったケルバーは、輸送路の確立の産業促進の効果を十分知っていたのであり、それにより、非ドイツ人地域も含めて帝国各地の経済的統合ははかれるものと期待していた。この構想はその魅力を次第に発揮しはじめ、議会におけるチェコ人の議事妨害を休止させるのに役立ち、ついに1901年6月11日の運河・鉄道建設法として成立するにいたる。しかし、政府の提出した法案には財政計画は付されていない。そのかわりに、この法の実現には全閣僚が責任をもつという条項が含まれ、大蔵大臣が財政提案をおこなうことが予定されていた。

ベーム＝バヴェルクの腹心シュピッツミュラーによれば、蔵相ベームはこの結果、二律背反的な状況にまで追いこまれる。「フォン・ベーム氏は、内閣首相の政治的構想を制約することをできるだけ避けたいと望む一方で、財政的破綻の予想をも十分すぎるほど感じたために、きわめて困難な状況におちいった。」¹¹⁾ シュピッツミュラーの回想からのこの引用はガーシェンクロンからの孫引きであり、強調も彼によるものである。つまり、ガーシェンクロンは、ベーム＝シュピッツミュラーが、ケルバーの投資プランを、その経済面の効果によってではなく、政治的効果において——スラヴ人諸民族を財政資金でもって買収し、議会での議事妨害を抑える——しか理解していないということを示そ

10) Alexander Spitzmüller, ...und hat auch Ursach, es zu lieben, Wien, 1955, S. 58. Gerschenkron, p. 86 から重引。

11) Joseph A. Schumpeter, "Eugen von Böhm-Bawerk", *Neue österreichische Biographie*, Wien, 1925, p. 79.

うとしたわけである。

蔵相ベームが選択したのは、⁴面従腹背的なサボタージュであり、彼はそれを三年にわたって続けたのである。シュンペーターはベーム-バヴェルクが「蔵相はいつでも辞職する覚悟がなければならないが、しかし絶対に辞職しないかのように行動しなくてはならない。」と語ったと伝える¹¹⁾が、ベームはそのとおりに行動したように思える。1904年の10月26日にベームが辞任したとき、ケルバー内閣の寿命は僅か二ヶ月しか残されていなかった。ベームが蔵相であればおこなわれなかったであろうような、大胆な財政提案は予算委員会で否決され、結局、ケルバーの一大投資構想は机上の構想に終わったのである。

蔵相ベームを脅かしたのは、ケルバーの運河・鉄道建設構想だけではない。この構想は、「政治的構想」としてみれば、チェコ人、ポーランド人、南スラヴ諸族といったハプスブルク帝国の西半分（「ライヒスラートに代表される諸国」、あるいは、通称「ライタ川以西」とよばれた地域で、本稿ではこれを「オーストリア」とよんでいる）内部のスラヴ人懐柔にかかわるものであったが、この帝国は、その東半分（「ライタ川以遠」＝「ハンガリー」）との関係においても緊張をはらんでいた。この帝国の両半分の財政上の協力関係、また「共通関税通商領域」の存続自体が危機的な状況にあったのである。というのは、1867年の「アウスグライヒ」以降、ハプスブルク帝国は軍事・外交およびそれにかかわる財政を「共通事項」として、それ以外の事項に関しては二つの国家機構が全く対等な形で並立するという「二重制」¹²⁾をとっており、経済・通商上の協力関係は10年おきに更新される両国間の協定と適宜おこなわれる調整に依存していたのであるが、ハンガリーにおいて高まった経済的ナショナリズムは、両国の「共通関税通商地域」や「貨幣連合」の解消をも声高に要求するようになっていたからである。1902年の大晦日に達成された「共通関税通商地域」の存続の合意自体が、皇帝の断固たる決意とケルバーのすぐれた交渉手腕

12) Ausgleich の重要部分は、ハンス・コーン著 稲野強・小沢宏明他訳『ハプスブルク帝国史入門』恒文社、1982年に訳出されている。

なくしては達成されなかったとされるほどである。両国は共通財政への負担分から、オーストリア＝ハンガリー銀行の管理権、各種関税率にいたるまで、ことあるごとに、それぞれの「権限」を主張しあいながら交渉を続けていたのであり、ベームやケルバーのてがけた改革のほとんどの、こうした面倒な調整が随伴していたことは、以下にみる1903年の二つの改革の事例からもうかがわれるであろう。

蔵相ベームにとって、いま一つのさらに手強い相手は、拡張主義をとる軍部であった。軍事・外交政策が宮廷勢力によって「共通事項」として確保されているオーストリアのような国家では軍事予算へのコントロールがきわめて困難であることはいうまでもない。1902年には38百万クローネ、1903年には15百万クローネが新火器の調達費として承認されたが、1904年には、軍部は陸海軍拡充のための391百万クローネの要求をおこなった。ヒャルマツツ¹³⁾によれば、ベーム＝バヴェルクの蔵相辞任の直接のきっかけとなったのは、この軍事予算へのコントロールの試みにあった。ベームは、ブダペストで開催された「代議団」(「共通事項」を審議・承認するために両国議会で選出される機関)で、納税者への負担を増大させずに元利償還をおこないうるよう巧みに工夫された償還計画を提唱したが、これは一方ではチェコ人の激しい反対に遭遇するとともに、軍部の野心をも満足させなかった。ベーム＝バヴェルクにとっては、新しい軍拡要求が少なくとも数年にわたって抑制されることがこの償還計画の前提であった。しかし、海軍局長はそれを否定する発言を公然とおこなったのであった。

以上の他に、経済と文化を旗印としたケルバー政権が冷遇することのできない社会政策や教育・文化政策への支出も存在した。このようにあげていくと、健全財政を守ろうとするベームの戦いは、たしかに、多数の敵を前にした、困難な状況の中での英雄的な戦いであったといえるのかもしれない。だが、私達

13) Richard Charnatz, *Österreichs innere Geschichte von 1848 bis 1907*, Bd. II, 2. Aufl., 1912, S. 150 f.

は財政家ベームを単なる大蔵官僚(主計官!)としての基準で評価してよいのであろうか。ともあれ、次では具体的な改革に即してベームの態度を考察していくことにしよう。

III 統一国債の借換え¹⁴⁾

A) 背景と経過 オーストリアの財政は、ベーム-バヴェルクが財政官であった時代こそ黒字であったが、過去には、「アウスグライヒ」以前の古オーストリア時代のように、種々の国債を無計画に乱発した歴史を負っていた。それを体現したものが、1867年までに成立していた87種類の債務のうち49種類を統合して成立した統一年金国債であり、世紀をこえたケルバー内閣時代にあっても、それはオーストリアの国債の主要部分として財政に利払いの負担をかけていた。

この統一国債の管轄については、それが成立した「アウスグライヒ」期の状況を反映して複雑な事情が存在していた。というのは、1867年に、ハンガリー人はそれ以前の古オーストリア帝国の債務には何の責任も負わないことを皇帝フランツ・ヨーゼフに承認させたのであるが、その一方で「公平さと政治的考慮に基づき」国債負担の一部を引き受けることになったからである。そのため、この統一国債は、純然たるオーストリア国債ではあるものの、その費用をハンガリー政府が一部(毎年、利払い60,321千クローネ、元金返済300千クローネ)負担することによって、ハンガリー政府の意向も無視できないという奇妙な状態になっていたのである。

この統一国債の利率は、額面に対して名目5%、利子への課税16%を差し引いた実質利率で4.2%であったが、成立当時額面の60%台にとどまっていた相場も、1890年代以降、額面を回復する動きをみせていた。19世紀末の利子率の

14) このトピックについては、Bettelheim 1937 の他、A. Spitzmüller, "Die 4.2 Proz. Einheitliche Rente und die Konversion derselben im Jahre 1903" *ZfVSV*, X (1904); Jos. Püregger, *Fünfzig Jahre Staatsschuld 1862-1912*, Wien, 1912; von Mensi, "Staatsschuld" in *Österreichisches Staatswörterbuch*, hrsg. v. E. Mischler u. J. Ulbrich, 2. Aufl., Bd. 4, Wien, 1909 を参照した。

第2表 1903年国債借換え前後のオーストリアの国債管理

(単位: 1000クローネ)

	1902年	1903年	1904年
一般国債総額	5,450,204	5,424,366	5,403,177
内 5%統一国債	5,027,353	1,406,472	1,406,481
4%統一国債		3,614,501	3,614,492
その他国債(ラント債・鉄道債等)	3,640,593	3,761,393	3,872,568
一般国債費用			
元金返済	26,043	26,279	28,169
利払い	223,165	223,395	215,431
ハンガリー政府負担費用	60,621	60,621	60,621
国債費用総額	354,196	359,805	358,433
狭義の予算支出総額	1,015,555	1,052,594	1,084,648
広義の予算支出総額	1,715,317	1,759,686	1,794,673

〔出所〕 *Österreichisches Statistisches Handbuch*, 1907, S. 440, 452, 456.

一般的低下にともなう国債相場の堅調は、各国の財政当局に国債借換えを促し、1888年のゴッセン蔵相によるイギリスの成功以来、1896～97年にはプロイセン他のドイツ諸邦が、そしてベーム-バヴェルクの決意直前にはフランスがそれに踏み切っていた。こうした各国の動きのなかでは、1903年のオーストリアの国債借換えは年代的にはむしろ遅い方に入るが、ベームも一員とするオーストリアの財政当局も事態を静観していたわけではない。1893年には1881年以降に発行された5%国債224百万グルデン(→1892年通貨改革により、1グルデン=2クローネとなった。)を4%国債に転換し、1896年には3½%の「投資国債」を発行した。しかし、前者においては利払い負担は軽減したものの債務額を増大させてしまったし、後者においては相場が額面をかなり下回る結果になったのであるから、完全に成功したとはいえなかった。

しかし、1897年以来一時低下していたオーストリア公債の相場は、新世紀に入ってからふたたび上昇を開始し、1902年始めには額面を回復し、さらに上昇する勢いを示した。これを国債借換えの好機とみたベームは、1902年の11月には借換え断行の決意を固め、ハンガリー蔵相の事前了解をとりつけようとした

が、果たせなかった。経済ナショナリズムへの指向の強いハンガリーは、オーストリアの一存で自分の負担する国債に変更がおこなわれることを強く拒否したのである。その結果、ペームは統一国債の全体を低利で借換えるという方針を転換し、その対象から、ハンガリーが費用を負担している割合に応じた部分(「ハンガリー・ブロック」)を除外した。総額5,027百万クローネの統一国債のうち、3,620百万クローネを対象とするこの国債借換え提案は、翌年1月28日から2週間の審議を経て国会で一部修正を経て採択され、2月中に(2月19日～27日)実施された。

その結果は、完全な成功といってよいだろう。総額3,620,886,600クローネの4.2%国債が、元金償還のオプションのもとで等額面の4%国債(課税免除)に転換されたが、元金償還の請求額は、6,387,400クローネ(総額の0.2%)にとどまり、その償還費用を計算にいれても、国庫に約7百万クローネの持続的節約がもたらされた。ペーム-バヴェルクは、法案提出のさいに、この国債借換えはモラリーッシュな成果と物質的な成果の双方を狙っており、前者は国家信用の堅固さを示すことであり、後者は国債負担の軽減であるとしていた¹⁵⁾が、その両者がともに達成されたのである。

B) 蔵相ペームの見解 この国債借換えにおける蔵相ペームの言動については、ベッテルハイムが彼の政務上の書簡や国会演説を紹介しており、それに議会で代議士の発言についてのピュレガーの記述を補足すれば、ほぼ全体が把握できる。それらに目をとおして、強烈に感じられるのは、財政官としての使命感にもえるペームの国債借換え断行の意志である。彼は、「国債借換えの機会をどう取扱うかについての私の意見は、前々からこうであった。国債借換えについては、人は多くを語るべきでもないし、早くから語るべきでもない。機が熟せば、それを断行するのみである。」¹⁶⁾と明言し、また、国債借換えの利率に

15) Püregger, S. 360.

16) Bettelheim 1937, S. 556.

についても、その実施方法についても、自由裁量の余地を確保しようとした。それは多くの代議士をして、蔵相の権限について不安をいだかせるほどであった。借換え実施の手際の良さは、少なくとも大蔵省内部では、国債借換えの方策についての研究と準備が十分におこなわれていたことを示すものであるが、「ハンガリー・ブロック」の除外を決断し、それをめぐる国会での「権限」論議の渦を剛毅にのりきったのは、蔵相ベームの貢献というべきであろう。

国会での審議の中で論議をよんだのは、「ハンガリー・ブロック」¹⁷⁾の除外の次には、借換えのさいの利率についてであった。これは、ベームの提出した法案では「最高で4%」とされており、必ずしも確定されていなかったためでもあるが、多くの代議士は4%、3¾%、3½%といった各種の場合についてみずから検討し、様々な意見を述べた。ベーム蔵相は、国債の利率は国債相場や一般利子率の成り行きによるとして、利子率の最終決定権限を蔵相の手に確保しようとしたが、この権限は、法案から「最高で」という語句を削除すべしという代議士マックス・メンガー¹⁸⁾の修正案の可決によって奪われた。しかし、相場の実勢からいって、可能なのは4%国債しかないというのは、ベーム自身の認識でもあった。

「借換えの利率の問題についていえば、私がまず何よりも真理であると認めるのは、利子率を決定するのは、特に国債借換えの場合においても、国家の権限事項ではない、という一般的な見解である。国民経済は、〔実勢に反するような低い〕利率が設定されることをゆるさない。たとえ、国が形だけにせよ、債務証券の利率をきわめて低く設定することはできたとしても、国民経済はそれを受け入れない。むしろ、その発行相場、あるいは譲渡相場が引き下げられ、その名目利率〔利回り〕が一般的におこなわれている自然的な利子率と等しい

17) 「ハンガリー・ブロック」を借換えの対象から除外したのは紛糾を避けるためであって、国債の処理についての両国の意見の相違は残っていた。それについては、数年後の、最後の「アウストライト」(1907年)でようやく合意が達成された。Püregger, S. 377 f.

18) Max Menger 1838-1911 は、経済学者の Carl 法学者の Anton の兄で自由派代議士。予算、租税、営業問題のエキスパートとして活躍し、特に財政問題の委員会においては大きな発言力をもっていた。

割合にされてしまうのである。／＼したがって、国債の借換えを実施すべきなのは、流通している債務証券の利率がすでに出現している一般的・自然的利率を上回るようになった時であり、その際には、その時に現実に国民経済において生きている自然適的な利率でもって借換えが実施されるべきだというのが、私の基本的な見解である。この私の確信ゆえに、私は、今日4.2%国債を4%国債に借換えることが問題なくできる、と考えるにいたったのである。¹⁹⁾

ベッテルハイムは、こうした国民経済上の一般的利率を重視するベーム-バヴェルクの基本見解の基礎に、資本利率が既存の資本量とそれに対する需要で決まるという理論家ベームの主張をみてとっている。そして、脚注で「一国の利率の高さは、長期間をとってみれば、その国がどれだけの鑄貨や貨幣表章をもっているかということではなく、生産的投資や貸付可能な真正な国民経済的資本、つまり蓄積された生産物に関して、その国がどれだけ豊かであるかによるのである。」という断章を引いている²⁰⁾。

しかし、他方で、ベームが財政家として語った議会で説明において興味深いのは、理論家ベームがほとんど語ることのなかった、不均衡な短期の現象についてもここではそれなりの考慮がなされているということである。

「もし、借換えの利率が一般より低いものになるなら、それはある種の経済学的な憂慮をもたらすであろう。まず、心配すべきなのは、そうしたタイプの借換えに応じない証券保有者がかなり出現し、浮動的な証券が多量に市場に流入し、そのために我々〔国〕やその他の団体——たとえば、州、抵当証券発行機関、その他——が、有価証券の発行を必要としている時期にそれが妨げられることであり、また、価値〔資本〕の外国への大規模な流出がおり、我々の国際収支の厳しい悪化をもたらし、それにより我々の貨幣価値の確立を促進するのではなく、それを阻害し抑制するように作用する可能性があることであ

19) Bettelheim 1937, S. 570.

20) Bettelheim 1937, S. 582. 引用されたのは、Böhm-Bawerk, "Zins" (1911) in *Kleine Abhandlungen über Kapital und Zins*, hrsg. v. F. X. Weiss, Wien, 1926, S. 582.

る。」²¹⁾

財政家ベームにとっては重大な帰結をもつ、国債保有者の心理に影響する不確実性や不安といった要素も、理論家ベームの著作には見出すことのできないものである。

「……現在でも、我々の国民経済的事態には、安定していない要素が多い。むしろ、それはある程度まで、一種の不確実性に委ねられているといてよい。……国債の転換が審議のテーマになったこの14日間にそれについて様々な議論がされたこと自体が、多くの年金国債所有者を、一種の不安、あるいは興奮におとし置いている。……そもそも、この国債転換が国家にとって成功しなくてはならないという立場にひとたび立つならば、……転換の条件は国債保有者が元金返還を望むよりは転換を好むであろうという推測が心理的に許されるようなものになるのは当然であろう。」²²⁾

しかし、これらの鋭い観察も、国債の発行条件・消化可能性、あるいは国際収支、為替相場といった実務的な事項への影響を主眼に考えられ、不均衡や不確実性、あるいは心理的要因が、貨幣あるいは資本需要、あるいは利子率にどのように影響するかというような形で、理論的考察に向かう経路は開かれていない。資本利子を基本的に実物資本の収益性の点から考えるという彼の理論的立場は、こうした考察とは別の場所に位置しているのであろうか。

最後に、いま一つ考えておきたいのは、彼の国債保有者に対する態度である。彼は、はたしてプハーリン²³⁾のいうような「金利生活者」の代表なのであるか。もちろん、国債の低利借換えの政策の遂行者を「金利生活者」擁護の政策とみることは不可能である。しかし、その一方で、彼は、国債借換えの措置が国債保有者の財産・収入状態に悪影響を及ぼすことを避けようとした。社会主義のある代議士²⁴⁾は、自分是不労所得を削減する提案ならすべて賛成だ、と発

21) Bettelheim 1937, S. 570.

22) Bettelheim 1937, S. 560.

23) N. I. Bukharin, *Politicheskaya ekonomiya rantie*, Moskowa, 1919.

24) Püregger, S. 365., Bettelheim 1937, S. 583.

言しているが、ベームにおいては、そうした反利子生活者の志向は表面に出ない。むしろ、ベームが気をくばったのは、「沈黙の合意」というような実施法をとるこの借換の措置に対しても、実勢に応じた利率で借換えをおこなうとともに元金償還のオプションを提供し、国債所有者の信頼を確保することであった。

「私の意図は、我国の統一国債の保有状態とその実質価値に、また、その保有者の収入状態に多大な、深刻な変化を及ぼすような条件とやり方で、国債転換を実施しようということではまったくない。」²⁵⁾

理論家ベームが、マルクスやロードベルグスの利子の搾取説を批判したように、財政家ベームにとっても、「金利生活」に対する価値判断は問題ではない。彼にとっては、国債の借換えは、国会で政党によって議論されるべき性格の問題ですらなかった。それは、財政家の実務能力の問題であり、「議会上から支配した」といわれるケルバー官僚内閣の一員らしく、議会に対して議論よりも信頼を要求したのである。

「私は、国債借換えは純粋に実務的で経済的な問題、いわば予算技術的な問題であるとみなしている。その実施に信頼がかかっているとすると、それは政治的な信頼ではない。むしろ、議会の授権によってこのような重要にして困難な職務の遂行を託された職員が、その事柄を、彼にまさに可能なかぎり、誠実かつ巧妙に果たすことを、彼自身の責務とすることへの信頼という意味の、きわめてザッハリッヒな信頼である。」²⁶⁾

25) Bettelheim 1937, S. 559.

26) Bettelheim 1937, S. 561.